

久留米市公告第122号

久留米市シニア向けスマホ教室業務について、下記のとおり条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び久留米市契約事務規則（昭和50年久留米市規則第9号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき公告する。

令和6年5月16日

久留米市長 原口 新五

1 入札に付する事項

- (1) 業務名：久留米市シニア向けスマホ教室業務
- (2) 履行場所：本市が指定する場所
- (3) 業務内容：別紙「久留米市シニア向けスマホ教室業務委託仕様書」のとおり
- (4) 履行期間：契約締結日の翌日から令和6年10月31日まで
- (5) 予定価格：990,880円（税込み）
- (6) 入札書比較価格：900,800円（税抜き）
- (7) 最低制限価格：なし
- (8) 支払条件：前金払いや部分払い無し

2 入札に参加する者に必要な資格

入札参加できる者は、入札参加資格確認申請書の提出締切日において、次に掲げる全ての要件に該当する者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 久留米市指名停止等措置要綱（平成6年久留米市庁達第6号）による指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）を完納していること。
- (4) 入札に参加しようとする者（本店又は支店等）の所在地に応じ、次に掲げる地方税等を完納していること。
 - ア 久留米市内 県税及び市税並びに個人事業主にあつては国民健康保険料
 - イ アを除く福岡県内 県税
- (5) 電子交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。

- (8) 過去5年以内に国又は地方公共団体において、スマートフォン講習会やICT全般を活用した研修など、本業務と類似する契約実績があること。
- (9) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）などからプライバシーマークの登録を受けていること。

3 契約条項を示す場所

1 1 事務局

4 入札参加資格の確認

入札参加を希望する者は、以下の（１）に掲げる提出書類を持参又は郵送にて提出すること。
 ウ、エは提出締切日から遡って3か月以内に発行されたものに限る。
 郵送の場合、一般書留又は簡易書留のいずれかで送付すること。

(1) 提出書類

- ア 入札参加資格確認申請書（第1号様式）
 イ 役員等調書及び照会承諾書（第2号様式）
 ウ 登記事項全部証明書（個人の場合、身分証明書）
 エ 次に掲げる、入札参加者の所在区分及び法人・個人別の納税等証明書

所在区分		税区分		納税等証明書	
			税目	法人	個人
	市外 (県外)	国税等	法人税、所得税、消費税及び地方消費税	国税に未納がない証明（納税証明書その3の3）	国税に未納がない証明（納税証明書その3の2）
	市外 (県内)	福岡県税	法人事業税、個人事業税	福岡県税に未納がない証明	福岡県税に未納がない証明
	市内	久留米市税	法人市民税、市県民税、固定資産税、軽自動車税	久留米市税に滞納がない証明	久留米市税及び国民健康保険料に滞納がない証明
		久留米国保	国民健康保険	—	

- オ 委任状（第3号様式）
 カ 参加資格に係る申立書（第4号様式）
 キ 使用印鑑届（第5号様式）
 ク 業務実績表（第6号様式）
 ケ プライバシーマーク登録証の写し
 コ 配置予定スタッフ調書（第7号様式）

(2) 提出期限

令和6年6月3日（月）17時必着

(3) 提出先（宛先）

1 1 事務局

(4) 入札参加資格確認通知

入札参加資格確認申請書を提出した者には、資格審査を行った後、入札参加資格の有無を令和6年6月14日（金）に入札参加資格確認通知書を郵送し、通知する。

5 入札方法

入札参加資格確認通知で入札参加資格が有るとされた者のみ、以下のとおり郵送により入札に参加すること。（入札参加資格なしとされた者及び期限までに4（1）の提出書類を提出しなかった者は、入札に参加できない。）

(1) 提出書類

ア 入札書（第8号様式）

(2) 提出期限

令和6年6月20日（木）必着

(3) 提出先（宛先）

11事務局

(4) 郵送方法

ア 封筒表面に、「入札書在中」と朱書きして、業務名及び宛先を記入し、裏面に、差出人の住所、商号（名称）、代表者の職名及び氏名を記入する。

イ 一般書留又は簡易書留のいずれかで郵送する。

(5) 入札に関する注意事項

入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の課税事業者・免除事業者を問わず、契約を希望している額から消費税及び地方消費税相当額を控除した金額を記入すること。

6 開札

(1) 日時：令和6年6月21日（金）16時

(2) 場所：久留米市庁舎9階 レクチャールーム

(3) 立会：入札者のうち立会い希望者（開札立会申請書（第9号様式）を提出した者）を立ち合わせる。ただし、希望者がいないときは、入札関係事務に関係のない市の職員を立ち合わせるものとする。

(4) 落札者の決定方法

予定価格以下の範囲で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。落札となるべき同価の入札をしたものが2人以上ある場合は、くじにより落札者を決定する。

(5) 落札結果の通知

開札後、落札者に通知するとともに、市ホームページで公表する。

(6) 入札辞退

入札参加資格確認申請書を提出後に、入札を辞退する者は、入札執行前までに書面（第10号様式）にて届け出なければならない。

7 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(1) 入札保証金

入札参加資格確認通知で入札参加資格を有するとされた者は、入札前までに、入札を予定する金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額の100分の5以上の入札保証金を納めること。ただし、久留米市金銭会計規則（平成11年久留米市規則第8号。以下「会計規則」という。）第105条に規定する有価証券又は市長が確実と認める金融機関の保証をもって代えることができる。また、規則第7条に該当する場合は、減免する。

入札保証金の減免及び納付方法については、入札参加資格確認通知において通知する。

入札保証金は入札終了後に還付する。ただし、落札者にあつては、契約保証金に充当する場合を除き、契約保証金を納付した後に還付する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約までに、契約金額の100分の10以上を納めること。ただし、会計規則第105条に規定する有価証券又は市長が確実と認める金融機関の保証をもって代えることができる。また、規則第27条に該当する場合は全部又は一部を免除する。

8 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札金額が予定価格を超えるとき。
- (3) 所定の場所及び日時までに入札書が提出されないとき。
- (4) 入札書に入札金額の記載がないとき、または入札金額が判読できないとき。
- (5) 入札書に記載された事項に誤字又は脱字等があつて必要事項を確認できないとき。
- (6) 入札書に入札者又はその代理人の記名押印がないとき。
- (7) 同一の入札者が2以上の入札をしたとき。
- (8) 法令又は入札に関する条件に違反したとき。

9 その他入札に関し必要な事項

(1) 質問の受付期間及び受付場所

ア 受付期間：公告日から令和6年5月24日（金）17時まで

イ 受付場所：11事務局

ウ 質問の提出方法：

FAXまたは電子メールにより質問書（第11号様式）を提出し、電話にて着信を確認すること。電話での質問は受け付けない。

エ 質問に対する回答：

令和6年5月28日（火）までに電子メールで回答する。また、必要に応じて市ホームページで公開する。

(2) 契約締結日

落札した者は、令和6年6月25日（火）までに契約締結の手続きを行うこと。

10 その他

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加に係る費用は、入札参加者の負担とする。なお、入札参加資格の有無に関わらず、申請書類等は返還しない。
- (3) 入札参加者は、地方自治法、地方自治法施行令、久留米市契約事務規則その他関係法令を遵守すること。
- (4) 落札決定後に、当該落札決定者が無効な入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消す場合がある。
- (5) 落札者が、契約時までに入札条件を満たさなくなったときは、落札決定を取消し、契約を行わないものとする。
- (6) 入札書等の契約に関する書類の作成に当たっては、消せるボールペンを使用しないこと。
- (7) 不正な入札があると認めたとき、又は天災地変その他の理由により入札を続行することが困難であると認めたときは、当該入札の執行を延期し、停止し、又は中止することがある。
- (8) 落札者は、契約の際に暴力団排除に係る条項を記載した市指定の誓約書を提出しなければならない。ただし、久留米市の入札参加有資格者名簿に登載されている者は、この限りでない。

11 問い合わせ先（事務局）

久留米市総合政策部広報戦略課（担当：大坪・上原）

住所：〒830－8520 福岡県久留米市城南町15－3

電話：0942－30－9119

FAX：0942－30－9702

Eメール：kouhou@city.kurume.lg.jp